

令和6年6月4日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12 件
（うち食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1件、
リモコン（屋外式ガス給湯暖房機用）1件、
リチウム電池内蔵充電器2件、電気トースター1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件
布団乾燥機1件、食器乾燥機1件、
電気掃除機（充電式、スティック型）1件、
ノートパソコン1件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）2件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：土屋、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400179	令和6年5月19日	令和6年5月30日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	発煙に気付き確認すると、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	製造から25年以上経過した製品 令和6年5月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400180	令和6年4月14日	令和6年5月30日	リモコン(屋外式ガス給湯暖房機用)	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から20年以上経過した製品 令和6年5月30日に消費者安全法の重大事故等(リモコン(ガス給湯器用))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月22日
A202400181	令和6年5月 ※不明	令和6年5月30日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202400182	令和6年5月15日	令和6年5月30日	電気トースター	火災	当該製品を使用後、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202400183	令和6年5月24日	令和6年5月30日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	山口県	
A202400184	令和6年5月5日	令和6年5月31日	布団乾燥機	火災	当該製品を使用中、異臭が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月29日
A202400185	令和6年4月24日	令和6年5月31日	食器乾燥機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月16日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400186	令和6年4月29日	令和6年5月31日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月27日
A202400187	令和6年5月6日	令和6年5月31日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電しながら、当該製品で電気製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	長崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月21日
A202400188	令和6年5月10日	令和6年5月31日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202400189	令和6年4月14日	令和6年5月31日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)に関する事故(A202400190)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月29日
A202400190	令和6年4月14日	令和6年5月31日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)に関する事故(A202400189)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月29日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし